

活力みなぎる緑の郷土



広報

中標津

No.576

なかしべつ



2010 平成22年

12

発行/中標津町役場

〒086-1197 北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地
総務部総務課情報化推進・広報調査係
☎0153-73-3111 ☎0153-73-5333

中標津町ホームページ

URL <http://www.nakashibetsu.jp/>

メール nakasi-t@arens.or.jp

携帯サイト <http://j.nakashibetsu.jp/>



除雪作業のお願い

今年も雪の季節となりました。町では安全・安心な冬道対策として万全の除雪体制をとって除雪作業を進めています。除雪作業を効率的・効果的に行うため、町民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

町道の除雪に関するお問い合わせは、
建設水道部管理課維持係まで。

町の除雪体制について

町の除雪作業は、町が管理する道路(町道)を町の除雪車と民間委託業者の除雪車で実施しています。除雪車の出動については、降雪量10cmが目安となりますが、雪が降り続けている時などは、効率的・効果的に作業を進めるため、すぐに出勤しない場合があります。通常、夜間に降った雪の除雪作業は深夜から早朝にかけて実施し、基本的な路線数を確保すると共に、皆さんの通勤・通学時間までには除雪を終える体制をとっています。

北国に住む私たちにとって、除雪は日常生活と地域産業のために欠かせない作業です。除雪作業を効率的・効果的に進めるため町民の皆さんのご協力をお願いします。

●路上駐車はやめましょう

路上駐車は除雪作業の最大の障害です。たった1台の駐車場で作業ができず地域の皆さんに大きな迷惑を掛けることとなります。

また、一般交通の支障になり、交通渋滞の原因にもなりますので、路上駐車はやめましょう。

●道路への雪だしはやめましょう

道路へ雪を出すと、道路が凹凸になったり道幅が狭くなったりして、通行の支障となります。雪を捨てる際には、町で指定した雪捨て場に運んでいただくようお願いいたします。

●玄関等の除雪にご協力ください

除雪車が通過すると玄関や車庫の前に、雪がたまってしまう。玄関から公道までの除雪については、町民の皆さんが行っていただくよう、ご理解とご協力をお願いします。

●除雪作業に注意してください

除雪作業は大変危険な作業です。除雪車からの視界は非常に狭く、特に後方は最も見づらくなっています。事故を未然に防ぐため、除雪作業中は危険ですから絶対に近づかないようにしましょう。

●深夜の作業にご理解ください

除雪作業は朝の通勤・通学路等を確保するため、深夜から早朝の限られた時間内で作業を行いますので、作業中は騒音・振動等でご迷惑をお掛けしますがご理解ください。

●道路に物を置かないでください

道路(歩車道)に私有物を置くとは除雪時の障害となり作業を遅らせます。路上に私有物を放置しないようご協力ください。

●屋根の雪、つららの撤去にご協力ください

屋根の雪やつららなどが、道路上に落下した場合には、人命に関わる場合がありますので、雪下ろしなどに心がけてください。

雪捨て場について

町では、「雪捨て場」を2ヶ所指定していますので、ご利用ください。

場所は、①東中地区(北川沿通り)、②根室家畜保健衛生所BSE検査室付近の2ヶ所(看板が目印)です。

①東中地区



②根室家畜保健衛生所BSE検査室付近



- 利用時間に規制はありませんが、利用マナーを遵守し付近住民の迷惑とならないようにお願いします。
- 徐行運転を励行して、歩行者や車両に注意しましょう。
- 雪と一緒に、ごみを捨てないようにしてください。

北海道からのお知らせ

■除雪に関するご理解とご協力について

現在、北海道財政は危機的な状況にあり、「財政立て直しプラン」のもと、道道の除雪につきましても、作業内容の一部見直しやコスト縮減に取り組んでいるところ です。

道道の整備水準や利用状況、スタッドレスタイヤや車両の性能向上などを十分踏まえ、道路を利用される方々への影響を逐次注意しながら路面管理に努めます。ロードヒーティングにつきましては、気象状況に応じた、きめ細やかな稼働制御を行うことにより、電気料の節約を図ります。

北海道建設部は、道民が安全に暮らしていただけるよう、公共土木施設の適切な維持管理水準を推進していくため、「公共土木施設の維持管理基本方針」を策定しました。釧路総合振興局ホームページにてご覧いただけます。道民の皆さんにおかれましても、ご理解とご協力をよろしく願います。

■ロードヒーティングの稼働期間について

釧路建設管理部中標津出張所管内では、主要道道中標津空港線(役場横・保健所横)、一般道道侯落西5条線(警察横)の3ヶ所で稼働しています。

主要道道中標津空港線(保健所横)・一般道道侯落西5条線(警察横)については11月下旬からの稼働となります。

主要道道中標津空港線(役場横)のロードヒーティング稼働期間については、1月中旬からの稼働となります。

停止期間中は凍結防止剤の散布による路面管理を行います。十分気をつけて安全運転に努めていただきますようお願いいたします。

北海道建設部「公共土木施設の維持管理基本方針」

<http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/ds/ksk/h21jijisshikeikaku.htm>

■冬期間通行止めのお知らせ

一般道道養老牛計根別停車場線(養老牛51線)からまつ湯入口)は、12月8日午前10時から4月28日までの期間(天候及び積雪での変更あり)冬期間通行止めとなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

道道の除雪に関するお問い合わせは、

釧路建設管理部中標津出張所施設保全面

☎72-3213まで。

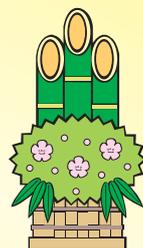


①～②の区間が通行止めになります



年末年始の

お知らせ



役場の年末年始の業務は、12月31日～1月5日まで休みとなることから、仕事納めは12月30日(木)、仕事始めは1月6日(木)となります。

死亡届けは随時受け付けます。庁舎正面玄関側の時間外通入口をご利用ください。

各施設は、次の期間休みとなります。

- 町立保育園 12月31日～1月5日まで
- 児童会館 12月31日～1月5日まで
- 町立中標津病院 11ページのお知らせを参照してください。

※各生涯学習施設については、らいふまつぶをご覧ください。

- 町有バス 12月31日～1月5日まで運休
- ごみ収集 11ページのお知らせを参照してください。

平成23年新年交礼会のお知らせ

開催日 1月6日(木)
 中標津地区 総合文化会館コミュニティホール 11時～
 計根別地区 中標津町交流センター 13時～
 会費 千円

会券は12月17日(金)まで、左記にて取り扱っております。

中標津地区 役場総務課、商工会、総合文化会館
 計根別地区 計根別支所

問い合わせは、総務課総務係まで。

『町道民税の共同催告及び直接徴収』の実施について

管内1市4町では、町道民税の未納解消の手立てとして、北海道と連携して滞納整理などに取り組んでいます。中標津町では現年分の収入未済額や累積滞納事案の増加を防ぐため、自主納付の働きかけとして共同催告を実施しています。催告に応じない方には北海道より必要な援助を受け、滞納整理(差押えや公売処分など)を進めることになっています。また、根室振興局管外に転出した滞納者の徴収金を北海道へ引き継ぎ、直接徴収を実施しています。平成22年度は10月末現在8件の滞納処分を実施しました。

町税収納向上対策推進の状況について

町の自主財源の確保、税の公平性を保つため、納税義務を履行していない場合の収納向上対策として、財産状況や給与などを実態調査の上で滞納処分(差押)を行っています。

資力がありながら納税指導に応じようとしない方、納付の約束をしても理由無く履行しない方などについて、給料や預貯金及び家賃・土地貸付収入などを下表のとおり滞納処分しています。

●滞納処分の件数

[10月29日現在]

	預貯金	税還付金	生命保険	給与・年金	不動産	出資金	賃借料	合計
件数	44件	33件	—	1件	1件	—	—	79件
差押金額	2,842千円	890千円	—	1,354千円	3,021千円	—	—	8,107千円

町道民税、固定資産税、軽自動車税、介護保険料の納期が過ぎています。

町道民税、固定資産税、軽自動車税、介護保険料の全ての通常納期限が過ぎています。お手元の納付書をもう1度お確かめください。

税金等の徴収につきましては納期限内に納付されている納税者の視点に立って、公平な徴収に努めています。納期内納付にご理解をいただきたく、納期限を過ぎた税がある方に対し、これまで督促や催告を行ってきました。税や各種料金は自主的に納付されるのが本来の姿です。納期限までに納付されませんと年14.6%の延滞金も納めていただくこととなりますので、納期限を過ぎた税がある方は早急に納付してください。

12月中旬より未納のある方に対して集中催告を実施します。催告に応じない方には、今後金融機関や職場への実態調査を開始することになります。

納付書を紛失された、何かの事情があつてすぐには納めることが難しいという方は至急担当課までご連絡ください。

【相談・問い合わせ】町 税：納税課 納税係・特別滞納整理係
介護保険料：介護保険課 介護保険料係



～12月の休日・夜間収納窓口～

休日窓口	26日(日)	9時～17時まで
夜間窓口	15日(水)	17時15分～20時まで
	27日(月)	
	28日(火)	
	29日(水)	

休日・夜間収納窓口開設にあわせて納税相談を実施しています。この機会をぜひご利用ください。

土地建物の

登記手続きはお早めに

固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者(登記名義人)に課税されますので、土地建物の名義変更や取り壊し等の登記手続きは、法務局中標津出張所で早めにお済ませください。
なお、未登記建物の名義変更と取り壊しの手続きは、税務課資産税係に「家屋所有権移転報告書」及び「家屋取壊報告書」を提出してください。
詳しくは、税務課資産税係まで。

所得税の確定申告は

e-Taxをご利用ください

○ e-Taxをご利用いただくメリット
○ 国税庁ホームページから電子申告
○ 最高5千円の税額控除
○ 添付書類の提出を省略
○ 還付金がスピーディー
○ 24時間いつでも利用可能
詳しくは、根室税務署
☎0153-23-3261まで。

根室振興局からのお知らせ

根室振興局では、12月を「滞納処分強化月間」として、道税の滞納整理を強化し、滞納の圧縮に努めます。
道税は、住みよい地域社会を作るための貴重な財源です。みなさんの暮らしを支える道税の納税にご協力ください。未納の方については、根室振興局税務課まで大至急、ご連絡ください。
詳しくは、根室振興局税務課納税係 ☎0153-24-5466まで。

地上デジタル放送が始まっています

地上デジタル放送を受信するには、以下の準備が必要です。

- ①UHFアンテナの設置（別図のアンテナです、通常は現在利用しているアンテナです。）
- ②「地デジ対応テレビ」の設置、又はアナログテレビへの「地デジチューナー」の接続
- ③一部電波の弱い世帯では電波を増幅する「ブースター」が必要です。

中標津町では一部で地上デジタル放送の受信障害が確認されています。
地上デジタル放送への準備を行ない、受信状況の確認をお願いします。

地上デジタル電波は、受信可能と受信不能のどちらかしかありません。
画像が悪いが受信できるという今までのような状態はありません。

地上デジタル放送が視聴できないチャンネルがありましたら
「デジサポ」に相談してください。

「デジサポ」とは、総務省が設置したテレビ受信者支援センターで地デジ問題の相談窓口です。

「デジサポ道東」(釧路市) 電話番号0154-99-0101

現在、中標津町内では3方向からの地上デジタル電波のうち、いずれかを受信しています。

- 中標津中継局（武佐岳方面）
- 西町中継局（丸山公園方面）
- 釧路中継局（南方向）

それぞれの電波の受信チャンネルは別表のとおりです。

標茶町萩野(西方向)につきましてはアナログ電波のため来年7月以降、廃止されます。

難視(受信障害がある)と判断された場合は、国とNHKから2とおりの支援制度があります。

※NHKからの支援は受信契約が必要です。

1. 各家庭への支援制度

- ①暫定衛星放送による受信支援（平成27年3月まで）
 - ・BS衛星放送によるキー局（東京）からの電波受信のための支援
- ②高性能アンテナ設置の補助
 - ・高性能アンテナ設置経費の補助（一部自己負担が発生します）

2. 広域にわたって受信障害がある場合の支援制度

- ①無線共聴施設整備（共聴組合の設立が必要）
- ②有線共聴施設整備（共聴組合の設立が必要）

地デジに関することは、
役場生活課交通・町民相談係に
問い合わせください

別図 UHFアンテナ



参考：高性能アンテナの利用について

- ①オールチャンネル対応のアンテナを使用
(受信チャンネルが特定されている製品があります)
- ②アンテナの下に電波を増幅する屋外用ブースターの設置
- ③アンテナからテレビまでの太い低損失同軸ケーブルの配線

別表 地上デジタル放送受信チャンネル一覧表

局名	NHK G	NHK E	HBC	STV	HTB	UHB
リモコン番号	3	2	1	5	6	8
中標津中継局	32ch	47ch	28ch	30ch	34ch	37ch
西町中継局	33ch	41ch	45ch	49ch	39ch	43ch
釧路中継局	33ch	29ch	45ch	31ch	36ch	43ch



中標津町子ども議会

11月18日

子どもたちが、ふるさと中標津を考える機会として「子ども議会」が総合文化会館しるべっとホールで開催されました。本町の次代を担う子どもたちの生の声は、今後の町政運営の参考にさせていただきます。

(表紙写真も同日撮影)



石川 ゆき菜 議員



山岸 和瑚 議員



新濱 英昭 議員



大鷹 紗理奈 議員



吉國 唯 議員



大鷹 柊斗 議員



松田 尚己 議員



高木 将人 議員



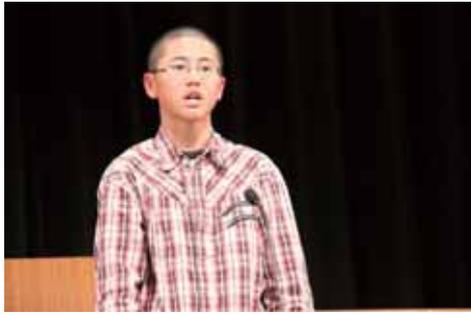
池本 華縁 議員



杉本 彩季 議員



清原 瑠威 議員



高橋 誠
議員



力武 さき
議員



中畑 麗
議員



白岩 弥恋
議員



高橋 真登
議員



野田 愛美
議員



四ツ屋 春歌
議員



神谷 晃也
議員

平成22年度「中標津町子ども議会」質問事項、答弁者一覧

議員番号	中学校	学年	氏名	性別	質問事項	答弁者
1	武佐	3	松田尚己	男	大学の誘致について	教育長
2	中標津	2	高木将人	男	ローソン開店について	町長
3	広陵	2	池本華縁	女	中標津の自然と環境について	町長
4	計根別	2	杉本彩季	女	中標津の老人施設について	町長
5	武佐	1	清原瑠威	男	中標津の観光について	町長
6	広陵	2	石川ゆき菜	女	交差点の木や草花の手入れについて	町長
7	中標津	2	山岸和瑚	女	自転車道について	町長
8	広陵	1	新濱英昭	男	今後の施設の建設計画について	教育長
9	中標津	2	大鷹紗理奈	女	中標津体育館建設について	教育長
10	計根別	2	吉國唯	女	中標津のイベントについて	町長
11	中標津	2	大鷹柊斗	男	中標津の観光について	町長
12	中標津	2	力武さき	女	公園の補修・改善について	町長
13	広陵	2	白岩弥恋	女	中学生や高校生向けの施設について	教育長
14	中標津	2	高橋真登	男	公園のゴミについて	町長
15	計根別	2	野田愛美	女	計根別地区の公園について	町長 教育長
16	中標津	2	四ツ屋春歌	女	公園の建設と安全について	町長
17	広陵	1	神谷晃也	男	中標津の道路工事について	町長
18	中標津	2	高橋誠	男	観光キャラクターについて	町長
19	広陵	1	中畑麗	女	私たちの将来について	町長

議長 松田尚己(武佐中学校)、副議長 池本華縁(広陵中学校)

みんなの広場

No.10



～川西町内会「作品展」を開催して～ 川西町内会長 原 怡男

地域社会における人間関係が希薄になってきている昨今、川西町内会では、町内会の人たちが日頃より取り組んでいる趣味・特技を生かした作品を一堂に展示することを通して、地域住民による地道な文化活動の姿を知ってもらい、身近なところで人々の交流する機会となることを願い、町内会で初めてとなる「作品展」を10月16日から17日にかけて開催し、成功裏に終了することができました。

「作品展」には町内会のほかにも多くの町民の方々が来場されて、作品を鑑賞されるとともに来場者と出品者の交流がなされ、地域コミュニティの推進も図られました。

出展品は、写真や陶器、木彫、水墨画、押し葉、リース等多種・多様であり、中には川西の景観や素材などを生かした作品も見られ、地域の魅力を「再発見」することもできました。

今後は作品づくりに地道に取り組んでいる方々が遠慮しないで参加できるようにしていき、地域住民の方々のつながりの輪を広げるよう「作品展」について成果と課題を検討していきたいと考えています。



地域の魅力を浮き彫りにした写真等



エンジュ等の素材を生かした木彫り・木工品



アイヌ文様飾りの壺



茶の間を精巧に表現したドールハウス

広報中標津では、このコーナー(みんなの広場)で紹介する各種団体・学校の記事を募集しています。詳しくは、総務課情報化推進・広報調査係まで。

競争入札参加資格審査申請の受付について

町が発注する建設工事、測量、工事に関する調査・設計等、物品の購入等及び業務委託(測量、工事に係る調査・設計等を除く。)の契約に係る競争入札に参加するためには、あらかじめ町が定める期間内に申請を行い競争入札への参加資格を取得する必要があります。

町では平成23・24年度の競争入札参加資格審査申請の受付を次のとおり行います。なお、今回は定期受付となりますので、現在資格を有している方を含め、資格取得を希望されるすべての方の申請が必要です。

申請書式は、建設工事・設計等は社団法人北海道土木協会発行の「北海道統一様式(市町村用)」、物品の購入等・業務委託(測量、工事に関する調査・設計等を除く。)は「中標津町独自様式」を使用してください。なお、中標津町独自様式は町のホームページからダウンロードするか財政課窓口で直接お受け取りください。

○申請期間 平成23年1月17日(月)から2月10日(木)まで

○申請方法 郵送又は持参(極力郵送で提出をお願いします。)

・郵送について(申請期間内必着)

宛先 〒086-1197 中標津町丸山2丁目22番地 中標津町役場総務部財政課契約用度係

・持参について

土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から16時まで(12～13時を除く。)

○場 所 役場庁舎2階201号会議室 ※持参当日は受領のみで、受付審査は行いません。

○その他 郵送、持参の各方法にかかわらず、必ず返信用封筒(定形型、80円切手を貼り宛先を明記したもの)を申請書と一緒に提出してください。

・複数の申請区分に申請する場合は、各申請区分を1冊のファイルにまとめて区分ごとにインデックス等で整理してください。なお共通書類は各1部を添付してください。

・資格を取得することにより自動的に発注があるということではありませんので、ご注意ください。

※詳しくは、財政課契約用度係まで。



私たちは口から食べ物や水分を摂取することで体に栄養を補給しています。しかし、脳血管障害や口腔・咽頭・喉頭疾患・食道疾患などにより飲み込むことが出来なくなり、口から食べ物や水分が取れなくなってしまうことがあります。これは食べる機能の低下や気管の異常のため、口から摂取すると誤嚥性肺炎や窒息を起こし時には死にいたることがあるためです。

誤嚥性肺炎とは食べ物や水分、唾液に混じって口腔内の細菌が気管や肺に入り炎症を起こしたものです。また、胃液物の逆流によっても起こります。誤嚥とは、本来食道や胃に入るはずのものが、誤って気管や肺に入ることを行います。ではなぜ気管や肺に入ってしまうのでしょうか？

それは、食べ物と空気が途中まで同じところを通るため誤って入りやすいのです。

- ① 空気の通路：口・鼻↓喉↓気管↓肺
 - ② 飲む通路：口↓喉↓食道↓胃
- 喉は咽頭と呼ばれる空間となっており、そこに肺へと繋がる気管の入り口と胃へと繋がる食道の入り口があります。

普段、空気を吸うために、気管の入り口が開いており口から肺まで繋がりが、食道の入り口は常に閉じています。

そして何かを飲み込むときだけ通路が切り替わり、気管の入り口は閉じ反対に食道の入り口が開き、飲んだものが胃へと運ばれていきます。飲み込んだものが通過するとまた気管の入り口が開いた状態に戻ります。この切り替えは一秒もかからない速い動きで、喉仏が持ち上がったときに行われている

ため、喉をよく見ることでは知ることは出来ません。この入り口の切り替えがうまくいかなかったり、遅かったりすると、本来食道へと入っていくはずの物が気管に入り誤嚥性肺炎を引き起こしてしまいます。

しかし、簡単には誤嚥性肺炎とはなりません。気管に入ろうとしたものを吐き出す防御機構があります。それは咳です。食事や水分を飲んだ時に咳が出て苦しくなった経験は皆さんあると思います。これは、気管に入り込んだきたものを咳の力によって吐き出しているのです。ですから健康な状態では誤嚥性肺炎になることはめったにありません。高齢者や抵抗力の落ちている方、前述の疾患をお持ちの方は、飲み込みや咳の力が低下しやすいため誤嚥性肺炎になりやすいといえます。

- 1. 口の中を綺麗に保ち細菌を増やさないこと。食後だけでなく食事前にも汚れの確認をしましょう。
- 2. 口をよく動かし飲み込む力を維持すること。食べたり飲んだりする際には、顎・唇・舌・頬といった多くの場所を使います。これらの運動には、
 - ① 口の開け閉めの運動
 - ② 唇を出す横に引く
 - ③ 舌を出す引く込める
 - 舌を横に動かす
 - 舌を持ち上げ下ろす
 - ④ 頬を膨らまし凹ませる

これらを行い飲み込む力を維持し口からしっかりと食事をとっていきましよう。

『元気で長生き』 No.17

～今のうちから介護予防をはじめましょう～

足のケア、していますか？

普段から、足に気を配っている方は少ないのではないのでしょうか？

足の裏は全身の健康につながっており、足や足指は身体を支える大切な役割をはたしています。

また、足指や足の裏の筋肉は、ふんばる力を発揮してくれますので、足指の運動をして転倒を予防しましょう。

★足指の運動～足の指をほぐして、ふんばる力を回復します。

○足指もみもみ運動



となり同士の指をつまみ前後に動かす。(親指から小指まで)

○グー・チョキ・パー運動



指を「グー」と縮めて「パー」にする
指を「チョキ」と広げて

消防署からのお願い

消火栓や防火水槽は、火災時、消火に必要な水を消防隊に供給するもので、道路わきや歩道上などに設置しており、標識を掲げています。積雪の時期となりこれらの施設が雪に埋もれていると消火活動の支障となりますので、消防水利付近への雪寄せや車両の駐車は行わないようお願いいたします。

また、消防署においても職員による除雪作業を行っていますが、大雪の際には除雪が遅れる場合がありますので、お近くの消防水利の除雪にご協力をお願いいたします。

詳しくは、中標津消防署警防課警防係 ☎72-2181 まで。

製造事業所の皆さんへ

経済産業省では、平成22年工業統計調査を12月31日現在で実施します。

調査の実施に当たっては、本年12月から来年1月にかけて調査員がお伺いします。

なお、調査票に記入していただいた内容については、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確なご記入をお願いします。

詳しくは、総務課情報化推進・広報調査係まで。

多重債務者無料相談会の開催について

釧路弁護士会及び釧路司法書士会では、多重債務者を対象に無料相談会を開催します。

日時 12月11日(土)10時～15時

場所 総合文化会館
第2研修室A・B・第3研修室

相談方法 関係書類をご持参のうえ、直接会場へお越しください。

問い合わせは、梅本英広法律事務所 ☎72-5670 まで。

年金事務相談所開設及び予約申込みのお知らせ

開設日時

1月12日(水)12時～17時

1月13日(木)9時～15時

開設場所

役場会議室

予約受付期間

12月15日(水)から12月28日(火)まで
問い合わせは、釧路年金事務所
☎0154-61-6000 まで。

中標津警察署からのお知らせ

～「風適法施行令が改正されます。」～
ラブホテル形式のホテル・旅館を現在営業している方は、平成23年1月1日以降に同様の形式で営業を継続する場合は、平成23年1月中に公安委員会(所管の警察署)への届出が必要となります。

詳しくは、北海道警察本部保安課
ラブホテル対策プロジェクト
☎011-251-0110内線3157・3158 まで。

北方四島への入域自粛について

近年、ロシア側の査証(ビザ)を取得し、北方領土に入域する事例が発生しています。

日本政府は、日本国民がロシアのビザを取得して北方四島に入域することは「北方領土は我が国固有の領土」という日本政府の立場と相いれないため、これを自粛するよう求めていますのでご理解願います。



精神障害者家族及び支援者学習会の開催について

中標津保健所では、統合失調症患者さんのご家庭及び支援をされている関係者を対象に学習会を開催します。

日時 12月20日(月)

13時30分～15時

場所 中標津町総合福祉センター(プラット)会議室

内容 講義「家族と支援者のための統合失調症入門」

講師 清水桜ヶ丘病院
院長 清水 輝彦氏

申し込み 12月15日までに電話で申し込み(匿名可)

定員 50名(参加費無料)
申し込み・問い合わせは
北海道中標津保健所健康推進課
☎72-2168

担当小林(祐)、植野まで。

第36回なかしべつ冬まつり

第36回なかしべつ冬まつりの開催日程が決定しましたのでお知らせします。

日程 平成23年2月5日(土)～
平成23年2月6日(日)

場所 しるべつと広場

※詳細については、後日お知らせします。
詳しくは、経済振興課観光振興係まで。

地域包括支援センターからのお知らせ 『脳・足腰年齢を若く元気に』 4コース目を行います！

4コース目(1月～3月)は新田美枝子さんを講師に迎え『らくらく体操』を行いますので、みなさんの参加をお待ちしています。

日時 1月～3月の毎週第2・4月曜日(祝日の場合は水曜日)13時30分～14時30分

場所 総合福祉センター
(プラット)三世交代交流室

参加対象 町内在住のおおむね65歳以上の方で、1コース(6回)すべて参加できる方

定員 30名

参加費 無料

その他 動きやすい服装で、汗拭きタオルや飲料水があるとよいでしょう。

注意事項 より多くの方に参加していただけるように、1・2・3コース目に参加された方は、原則、参加はご遠慮ください。

申込方法 12月30日(木)17時まで
電話にて氏名・年齢・電話番号をお知らせください。
定員になり次第締め切らせていただきます。

問い合わせ・申込み先

中標津町地域包括支援センター
(介護保険課介護支援係)まで。

4コース目の日程

【1月】 12日、24日

【2月】 14日、28日

【3月】 14日、28日



健康

保健センターからのお知らせ

「特定健康診査」個別健診のお知らせ

中標津町国民健康保険加入の方の特定健康診査を、医療機関で実施しています。

対象 中標津町国民健康保険加入の40～74歳の方

※昭和46年3月31日以前に生まれた方で健診日に75歳未満の方

医療機関・予約方法

・石田病院 ☎72-9112

石田病院へご予約ください。

・富沢内科医院

予約は必要ありません。食事をとらずに、診療時間内に受診してください。

・釧路がん検診センター

がん検診と一緒に受診してください。釧路がん検診センターへご予約ください。☎(0154)37-3370

・町立中標津病院

定員になり締め切りました。

料金 1,000円

実施期間 平成23年3月31日まで
釧路がん検診センターのみ
2月28日まで

注意事項 受診の際には、「特定健康診査受診券」と「健康保険証」が必要になります。

問い合わせは、中標津町保健センター ☎72-2733まで。

骨粗鬆症検診のお知らせ(1月分)

実施期間 平成23年1月11日～28日の毎週火～金曜日

対象 20歳以上の女性の方

内容 問診、骨密度測定(手首)、診察

料金 1,400円(70歳以上は700円)
国民健康保険加入者・生活保護の方は無料

定員 1日2人(11時から)

実施場所 町立中標津病院 整形外科

申込締切 12月20日(月)

申し込みは、中標津町保健センター ☎72-2733まで。

12月は国民健康保険税(第6期)、後期高齢者医療保険料(第6期)の納期です

今月末納期分の指定口座からの振替日は、国民健康保険税は12月28日、後期高齢者医療保険料は1月4日となっています。口座振替を申し込まれている方は前日までに残高の確認をお願いします。

町では、納期限内に納付されている納税者の視点に立って、公平な徴収に努めています。納期内納付にご理解をいただき、自主的な納付をよろしくお願いいたします。

～納付・納入は口座振替で～

町道民税・固定資産税・軽自動車税・介護保険料の納期限が過ぎています。

納期限を過ぎた税は「滞納」となります。また、納期限を過ぎた税には本税、督促手数料100円のほかに年14.6%の「延滞金」を納めていただきます。

12月末までに納付された国民健康保険税と後期高齢者医療保険料及び介護保険料は、その年の所得控除の対象となります。確定申告時に領収書の提示が必要となりますので、大切に保管してください。

【12月の休日・夜間収納窓口】

休日窓口	夜間窓口
26日(日)	15日(水) 27日(月) 28日(火) 29日(水)
9時～17時	17時15分～20時

収納窓口の休日・夜間開設を行っています。日中、お仕事等で忙しい方はぜひご利用いただき、納期内納付にご協力をお願いします。

納付書を紛失された方でも、お越しいただければその場で納付書をお渡しできます。また、あわせて納税相談を実施していますので、この機会をご利用ください。



一般

町営住宅入居者募集

募集団地

・計根別団地(2階建) 計根別

2LDK(2階)1戸

(給湯設備リース)

平成7年建設

家賃15,600円～30,700円

他駐車場使用料、共益費

・計根別団地(平屋建) 計根別

2LDK 1戸(給湯設備リース)

平成17年建設

家賃18,800円～36,900円

他駐車場使用料、共益費

・西町団地(3階建) 西町3丁目

中堅所得者向け特定公共賃貸住宅

3LDK(2・3階)3戸

平成15・16年建設

家賃51,900円～102,400円

他駐車場使用料、共益費

申込期限 12月6日(月)～24日(金)

受付場所 管理課住宅係

入居時期 平成23年1月下旬見込

※入居者資格には条件(所得制限・暴力団員の制限等)があります。

※町税等(保険料・使用料・負担金等含む)に滞納がある方は入居できません。詳しくは、管理課住宅係まで。

年末年始における町立中標津病院の診療日

平成22年12月30日(木)	平常診療
平成22年12月31日(金)	休診
平成23年1月1日(土)	休診
平成23年1月2日(日)	休診
平成23年1月3日(月)	休診
平成23年1月4日(火)	休診
平成23年1月5日(水)	休診
平成23年1月6日(木)	平常診療

※救急外来診療について、24時間体制で対応します。

問い合わせは、町立中標津病院管理課☎72-8200まで。

年末年始のごみ収集のお知らせ

・祝日におけるごみ収集の日程について

日程	ごみ収集	最終処分場
12月23日(木)	通常通り	通常通り

祝日ですが、通常通りごみの収集及び最終処分場での受け入れを行います。

・年末年始におけるごみ収集の日程について

日程	ごみ収集	最終処分場
12月31日(金)	休み	午前中のみ
1月1日(土)	休み	休み
1月2日(日)	休み	午前中のみ
1月3日(月)	休み	休み

年末の最終処分場は大変込み合いますので、時間に余裕を持ってお越しください。



税金



10月27日
11月2日

まちづくりを考える懇談会

地域の抱えている問題や行政に対する意見、要望など、まちづくりについて町民のみなさんと直接話し合う「まちづくりを考える懇談会」が開催されました。
町民のみなさまからいただきました意見・要望はこれからのまちづくりに反映させていきます。



11月18日

少年の主張中標津町大会

少年の主張中標津町大会が総合文化会館コミュニティホールで開催されました。

大会には町内の中学校から9人が出場し、生徒たちは自分の体験や思いを5分間で述べていました。優秀賞には、広陵中学校2年生の丸山結梨香さんの「言葉の力」、中標津中学校2年生の峠汰輝さんの「交通事故から得たもの」、中標津中学校3年生の近藤圭太さんの「壁」と「サッカーボール」が選ばれました。
本大会の結果を参考に、来年度の根室地区大会に2名を推薦する予定です。



ごみ処理手数料の改定について

「平成23年4月1日から、ごみ処理手数料を改定する方向で検討しています。」

指定ごみ袋の買いだめに注意！

料金改定後は、現在使用の指定ごみ袋を使用するには料金に差額が発生するため、そのままでは使用できません。

町では、料金改定後に、お手持ちのごみ袋を新しいごみ袋と交換するか、差額用シールの販売をするかなどの対策を検討中ですので、現在の指定ごみ袋や粗大ごみ処理証紙を買いだめしても、得をすることはありませんので、注意してください。

料金は値上げの方向で検討中

ごみ処理手数料は、指定ごみ袋と粗大ごみ処理証紙の料金、さらに町最終処分場へ直接ごみを持ち込んだときに重さに応じて支払う料金の2種類があります。

手数料の改定は、両方とも値上げの方向で検討を進めており、資源ごみは従来どおり、無料とする方向です。

具体的な金額は、決定しだい、お知らせします。

小売店さんの在庫対応を協議

指定ごみ袋売りさばき店での在庫の対応方法等については、来年1月頃に各店舗に個別に通知し、指定ごみ袋の売りさばき業務に混乱が起らないように方策を検討させていただきます。

中標津町で排出されているごみ実態調査

可燃ごみ、不燃ごみに指定ごみ袋の中身を再分別し、計量して排出状況を確認しました。

可燃ごみは、10袋を確認したところ、適正に排出されていたのは2袋のみで、その他の袋には、紙製容器包装やプラスチック製容器包装など、無料で排出できる資源ごみが多く混入しており、容量では、約70%が資源ごみという状況でした。

不燃ごみは、48袋中、9袋が適正に排出されており、他の袋には、可燃ごみや資源ごみが混入している、不燃ごみ袋で排出されている不燃ごみは約50%しかありませんでした。

このような状況を踏まえて、手数料の改定とあわせ、ごみ分別排出の徹底をはかり、ごみ減量化を進めていきますので、ごみの排出にあたっては、ごみの分け方・出し方々をもう一度確認し、適正排出のご協力をお願いします。問い合わせは

生活課環境衛生係まで。



10月31日現在住民登録人口

町の人口	24,208 (+22)
男	11,839 (+12)
女	12,369 (+10)
世帯数	10,638 (+11)
() 内は前月比	



誕生 21人 死亡 12人 転入 67人 転出 54人

平成22年 12 中標津 VOL.576 なかしべつ

※広報紙に掲載された写真をご希望の方は、データ(JPEG)で提供しますので総務課情報化推進・広報調査係までご連絡ください。



広報中標津は、環境保護のために100%植物油型インキ「ナチュラルス100」を使用しています。